

質問書に対する回答

工事名：東京外かく環状道路 中央ジャンクション南地中拡幅(南行)工事

No.	質問事項	回答
1	【説明書 P14 4-6.技術提案の内容に関する技術確認(プレゼンテーション)】 プレゼンテーションにおいて、パワーポイントを使用することは可能でしょうか。また、説明資料として使用できる資料に制限はありますでしょうか。	技術提案書の内容を補足的に説明するために、プレゼンテーションにおいてパワーポイントを使用することは認めますが、評価対象となる技術提案内容は、最終技術提案書に記載されるもののみとなります。
2	【技術提案書 様式3-2-1】 「地中拡幅を行う範囲と形状を示す平面図・標準断面図について記述すること」とありますが、明示する範囲は本設躯体の範囲でよろしいでしょうか。それとも仮設を含む範囲でしょうか。	明示する範囲は仮設構造を含む範囲です。なお、「基本性能・基本条件書(1/9)」に記載のとおり、本設及び仮設構造ともに、都市計画決定区域の立体的範囲を超えないようご提案ください。
3	【技術提案書 様式3-2-2】 地中拡幅技術提案適用性確認一覧表の「検証内容又は検証方法」に記載する内容について、記載枚数の制限はありますでしょうか。	記載枚数の制限はありませんが、「検証内容又は検証方法」に簡潔に記載願います。
4	【技術提案書 様式3-2-2】 補足説明資料として、技術提案書(様式3-4～3-7)を記載することも可能でしょうか。 様式3-2-2に既に記載済みの「施工段階～確認内容」以外にも提案工法に応じて必要とされる項目を追加して記載することは可能でしょうか。	様式3-2-2の《記載上の注意事項》に示すとおり、補足説明資料はA3版で3枚(片面)を限度とした範囲内であれば可能です。 様式3-2-2記載以外に項目を追加することは不可です。
5	【様式3-4、様式3-5、様式3-6、様式3-7】 「出水対策」に必要となる費用については、様式3-3-3の概算工事金額にはどのように反映させればよろしいでしょうか。緊急時の対策として予め準備・実施する設備・施工の費用のみ計上し、出水後の対策費用は計上しないとの解釈でよろしいでしょうか。	解釈のとおりです。
6	【基本性能・基本条件書(3/9)、設計説明図-6(8/9)】 「トンネル内施設用の取付孔」に、トンネル内にトンネル施設物を設置可能のように取付け孔を設置するものとする。とありますが、外殻躯体および棲壁部にジェットファン等の大型施設の取付用アンカーを考慮しておく必要はありますでしょうか。	設計説明図-6に示す条件のとおりです。
7	【基本性能・基本条件書(4/9)、設計説明図-10, 11, 12(4/5)】 「関連構造物に関する制約条件」に、本線セグメント、ランプセグメントの仕様自体の変更を計画する場合、セグメント構造図等の細部仕様等の最終決定期日に期限はありますでしょうか。または、詳細設計期間内に決定すればよろしいでしょうか。	「基本性能・基本条件書(4/9)」に記載のとおり、セグメントの仕様自体の変更を計画する場合、技術提案書に変更の理由及び範囲等について提示いただき、技術対話の中で内容を確認します。

質問書に対する回答

工事名：東京外かく環状道路 中央ジャンクション南地中拡幅(南行)工事

No.	質問事項	回答
8	【基本性能・基本条件書(4/9)】 「工事用運搬道路」に、「ただし、ランプシールド側からの運搬作業や施工が不可能な場合に限り…」とありますが、本線シールド側からの施工がより安全で合理的であると判断される場合も本線シールド側からの運搬作業や施工を提案できると解釈してよろしいでしょうか。	工事用運搬経路に関する施工条件は、「基本性能・基本条件書(4/9)」に記載のとおりです。
9	【基本性能・基本条件書(4/9)】 ランプトンネルの構造条件に、「ランプシールドトンネルの内部構築は、インバートまでの状態である。」とありますが、ランプトンネル全線(B-STA.6+1.324～16+76.532)がインバートまでの状態であると解釈してよろしいでしょうか。その場合、仮設床板が必要な場合は、本工事で仮設床板を設置するという解釈でよろしいでしょうか。	解釈のとおりです。
10	【基本性能・基本条件書(4/9)】 「工事対象」に、「工事」対象外の構造物(トンネル内の機械・設備(換気、排水、避難(すべり台)、管理、防災に伴う機械・設備および舗装))とありますが、「設計」対象外と考えてよろしいでしょうか。	設計説明図-6に示すトンネル内の換気、排水、避難(すべり台)、管理・防災に伴う機械・設備および舗装は、「工事」ならびに「設計」の対象外です。ただし、特記仕様書P.7および基本設計・基本条件書(3/9)に基づき、排水構造物設計および排水系統図作成は本設計業務に含まれます。
11	【基本性能・基本条件書(4/9)設計説明図-12(4/5)】 設計説明図-12(4/5)本線トンネル坑内施工可能ヤード図(参考図)に示される占用可能範囲は、【注記】に記載される条件を満足した上で変更可能であると解釈してよろしいでしょうか。	施工可能ヤードは、設計説明図-12「施工ヤードの使用条件」に示すとおりです。やむを得ず隣接する関連工事等との協議が必要となる場合には、技術対話にて、ご提案の内容や本線トンネルに与える影響などについて確認させていただきます。
12	【基本性能・基本条件書(5/9)】 「工事発生土の搬出」において、自工区外仮置場A及び自工区外盛土場Aの受け入れ時間が昼夜18時間となっていますが、具体的に昼間及び夜間の時間が設定されていればご教示下さい。	御社の施工計画に基づき必要な費用を計上してください。
13	【設計説明図】 設計説明図に示される図面のCADデータを貸与していただけますでしょうか。	CADデータは貸与いたしません。
14	【設計説明図-10(10/15)(11/15)、設計説明図-12(4/5)】 設計説明図-12(4/5)【注記】「6.覆工受桁等」により、本線トンネル(地中拡幅工事区間)の仮設覆工構造や仮設インバート構造を変更する場合、変更構造での施工は本線トンネルの施工業者殿にお願いできるとの解釈でよろしいでしょうか。その場合に仮設構造図等の細部仕様等の最終決定期日に期限はありますでしょうか。詳細設計期間内に決定すればよろしいでしょうか。	具体的なご提案内容を技術対話の中で確認させていただきます。